

やまと広域環境衛生事務組合周辺地区環境整備基金条例

(平成24年10月15日条例第7号)

(目的及び設置)

第1条 やまと広域環境衛生事務組合が御所市の区域内に(仮称)クリーンセンターを設置するにあたり、同センター周辺地区住民の生活環境の向上を図り、周辺地区の発展と活性化を推進することを目的として、同センター周辺地区が取り組む環境整備事業、地域活動事業及び生活環境向上事業に要する資金に充てるため、周辺地区環境整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 予算の定めるところにより、基金を積み立てることができる。

(運用)

第3条 管理者は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用収益の処理)

第6条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第7条 基金は、第1条の目的を達成するための財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 基金は、その目的を終了したときは一般会計に繰り入れるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるほか、基金の管理について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。